

上田市生田城平341番地における太陽光発電施設設置について慎重な対応を求める意見書

本年5月、上田市生田地籍に太陽光発電施設を設置したいとの申し入れが、東京に本社を置く事業者と地元設計事業者から地元自治会にありました。

内容としては、当該地籍の約20ヘクタールの私有地に約10メガワットの発電能力を持つ太陽光発電用パネルを設置し、発電事業を行うものであります。

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーについては、国や県をはじめとする各自治体においても広く普及を促進しており、その必要性については広く認識されている所です。

しかし、今回設置が予定されている箇所については急峻な山林斜面であり、また、その沢の下流域は県が指定した土砂災害警戒区域になっています。上田市洪水ハザードマップにも危険区域として記載されており、開発に伴う樹木の伐採などの影響で、森林の持つ保水力が失われ、地上到達雨量の増加や雨水の流出時間の短縮を招き、局部的豪雨や台風の際には下流域に生活する住民の生命、財産を脅かしかねない甚大な災害の発生も懸念されます。

よって、県におかれては、当該太陽光発電設備の設置のための開発許可申請の審査に当たっては、慎重な対応をしていただくよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月16日

上田市議会議長 尾 島 勝